

質 問 書

2023 年 9 月 25 日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（インド）(QCBS)」

（公示日：2023 年 9 月 6 日／調達管理番号：23a00124）について、**質問と回答は以下の通りです。**

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14 第 3 パラグラフ 6 行目	<p>「…事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、<u>それが周辺道路の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを確認する。具体的には、対象地域周辺住民の生活水準と事業がもたらした影響について、定性調査の結果も踏まえて分析する</u>」</p> <p>上記の下線の箇所については、誤植かと思われます。</p>	<p>以下の通り訂正します。</p> <p>【訂正前】 事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、<u>それが周辺道路の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを確認する。具体的には、対象地域周辺住民の生活水準と事業がもたらした影響について、定性調査の結果も踏まえて分析する。</u></p> <p>【訂正後】 事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、<u>それが環境改善、生物多様性保全、住民の生活水準向上、女性の社会的・経済的能力向上、気候変動の緩和にどのような影響をもたらしているか、定性調査の結果も踏まえて分析する。</u></p>
2	P15 第 4 パラグラフ 4~5 行目	<p>「…ムンバイにある事業実施機関（SIDBI）については、業務従事者が現地調査補助員と共に踏査し情報収集を行い、…」とあります。</p>	<p>(9/25 追記) 人員配置の変更により、事業管理拠点がムンバイ支店からデリー支店に移動しました。つ</p>

		<p>一方、SIDBI の本部はウツタル・プラデシュ州 Lucknow にあるところ、現地調査時に Lucknow の SIDBI 本部への訪問も工程に含める必要がありますか？</p>	<p>きまして、以下の通り訂正いたします。</p> <p>【訂正前】 「ムンバイにある事業実施機関（SIDBI）については、業務従事者が現地調査補助員と共に踏査し情報収集を行い、」</p> <p>【訂正後】 「実質的な事業管理拠点である事業実施機関（SIDBI）のデリー支店及び本社のあるラクナウ本社（ウツタル・プラデシュ州）については、業務従事者が現地調査補助員と共に踏査し情報収集を行う。」</p>
3	P19 脚注 19	<p>「選定については、<u>脚注 12 参照</u>」とあるが、正しくは「脚注 14」ではないでしょうか？</p>	<p>以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】 選定については、<u>脚注 12 参照</u></p> <p>【訂正後】 選定については、<u>脚注 14 参照</u></p>
4	<p>第 2 章特記仕様書案 第 4 条業務の実施方針 インド：中小零細企業・省エネ支援事業（フェーズ 3） （15 頁）</p>	<p>同事業の実施に伴い有償勘定技術支援などによる支援も実施予定だったとのことですが、同スキームで実施されたのでしょうか。 また、同スキームもしくは別スキームで実施されていた場合、PCR の提供はお願いできませんでしょうか。</p>	<p>(9/25 追記) 有償勘定技術支援(事務所によるコンサルタント契約)を実施しています。当該支援に係る資料は契約締結後ご提供いたします。 プロポーザルは、現在配布している資料でご提案をお願いします。</p>

5	P22-23 第6条 報告書及び提出物等 (1)成果品	<p>P23 に、「最終報告書の記載方法等については、第3章 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(7)配布資料／閲覧資料等を参照のこと。」と記載があります。</p> <p>しかし、企画競争説明書内に【2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(7)配布資料／閲覧資料等】に該当する箇所が見受けられませんでした。</p> <p>該当箇所について、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】 最終報告書の記載方法等については、第3章 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(7)配布資料／閲覧資料等を参照のこと。</p> <p>【訂正後】 最終報告書の記載方法等については、第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)配付資料／公開資料等を参照のこと。</p>
6	p.27 2. 業務上の条件 (2)	<p>業務量の目途として、「約 9.58 人月(現地: 3.73 人月、国内:5.85 人月)」と記載があります。</p> <p>こちら、「ウェルビーイングにかかる調査の定額計上分 1.0 人月」を含んでいると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、ウェルビーイングにかかる調査の定額計上も含まれます。</p>
7	P31 (4) 定額計上について	<p>ウェルビーイングにかかる現地調査費用については、報酬や直接経費も含めた金額が定額計上として示されていますので、同調査に要すると想定される報酬や直接経費は、本見積から控除することが求められるのでしょうか？</p>	<p>ウェルビーイングにかかる現地調査費用(報酬、直接経費)は定額計上としており、プロポーザル時の見積もりには含めないでください。定額計上分は、契約締結時に契約金額に加算して契約させていただきます。</p>

		もし、本見積から同調査に関する報酬や直接経費が控除することが求められる場合、契約交渉の段階で、ウェルビーイングにかかる現地調査にかかる業務量が貴機構から示され、同業務量に応じて報酬や直接経費が本見積で提案した業務量（報酬や直接経費）に追加されることとなるのでしょうか？	P31(4)定額計上について、に記載のとおり、内容を超えて別提案いただける場合は、別見積としてご提示をお願いします。その場合、ご提案の内容について、定額計上のままとさせていただくか、ご提案の方法、内容について積算するかを契約交渉内で協議、決定させていただきます。
9/15 回答済			
8	P26 第3章、1(1)1) 類似業務の経験 P27 第3章、1(3)2) 業務経験分野	「評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務」及び「業務従事予定者の業務分野の経験」について、①既に契約を終了した業務のみ評価の対象でしょうか、②仮に契約中であっても対象国での業務であったり、類似性の高いコンポーネントを含んだ業務に従事している場合、記載すれば評価の対象になりますか。	法人および業務従事予定者の類似業務の経験は、原則、契約終了しているものを記載することになっていますが、様式4-1その1及び様式4-5その2の表に、実施中として記載いただくことは可能です。内容、進捗状況等によっては、参考とさせていただく可能性もあります。

以上